

「ぶらり丹波路・駅から周遊観光ツアー事業」委託業務 公募型プロポーザル募集要項

1 事業目的

大阪・関西万博の開催を契機として、二次交通に課題を抱える丹波地域への誘客を促進するため、ひょうごフィールドパビリオンや観光資源等をバスで巡り、丹波地域の四季折々の魅力を楽しめる着地型周遊観光ツアーを実施する。

2 業務の内容

- (1) 業務名 「ぶらり丹波路・駅から周遊観光ツアー事業」委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務委託期間 契約締結日から令和8年3月27日（金）

3 委託費（契約上限額）

4, 500千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

（注）ただし、令和7年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、事業内容、金額等の変更や本事業を中止とする場合がある。

4 スケジュール

期 日	内 容
令和7年2月21日（金）	公募開始
令和7年3月7日（金）	質問受付期限
令和7年3月21日（金）	企画提案書提出期限
令和7年4月初旬	審査結果通知、契約締結、事業開始
令和7年5月～令和8年2月	ツアー実施
令和8年3月27日（金）	事業実績報告（最終）

5 参加資格

公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- (3) 事業の実施にあたり、委託者との打合せなどに適切に対応できること。
- (4) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

- ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員又はこれに準ずる団体等の統制の下にある者
- (6) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次のとおりとする。
- ① 代表者を選出し、応募等に係るやり取りは代表者が行うこと。
 - ② 申請書の記名等については、全ての構成者が行うこと。
 - ③ 申請については、1 者につき 1 提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり、又は単独で申請を行うことは出来ない。
- なお、代表者及びその構成者は上記の資格条件をすべて満たす必要がある。

6 募集要項の内容に関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答方法は次のとおりとする。

- (1) 受付期間
令和 7 年 2 月 21 日（金）から同年 3 月 7 日（金）の午後 5 時まで
- (2) 提出方法
質問は、質問書（様式第 5 号）に記載し、電子メールにて本書末記の事務局に提出すること。また、必ず受信を電話で確認すること。
- (3) 留意事項
件名に「プロポーザルに関する質問」と記載すること。
- (4) 質問に対する回答
令和 7 年 3 月 12 日（水）までに、質問者に対して回答の内容を個別に連絡するとともに、質問・回答内容をホームページに掲載する。

7 応募方法

- (1) 募集期間
令和 7 年 2 月 21 日（金）から同年 3 月 21 日（金）の午後 5 時まで
- (2) 提出方法
提出書類は、持参又は郵送により提出すること。
※受付時間：開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
※郵送の場合、電話等により事務局に連絡したうえで、募集期間内に事務局に到着（必着）するように提出すること。
- (3) 提出書類
提出書類は、次のとおりとし、A 4 または A 3 で作成し、A 3 の場合は A 4 サイズに折りたたむこと。

[提出書類]

	書 類 名	様式	部 数
①	応募申請書	1	1部 (正本1部)
②	提案者概要及び業務実施体制調書 ※業務実施体制調書は任意様式でも可	2	7部 (正本1部, 副本6部)
③	誓約書	3	1部 (正本1部)
④	企画提案書	任意	7部 (正本1部, 副本6部)
⑤	経費見積書	4	1部 (正本1部)

(4) 企画提案書について

① 内容

次の内容を必ず含むこととし、その他は任意とする。

ア 実施スケジュール

イ ツアーの行程等の概要案（テーマ、時期、コース案・コース別回数、催行計画人数、ツアー料金案等）

ウ ツアーの募集方法（ターゲット、広報手法等）

エ 業務を実施する上でのPR点

オ 類似業務実績

② 作成方法

ア 企画提案書のページ上限は20ページ（表紙・目次除く。A3、A4サイズ横書き、A4サイズ長辺綴、片面印刷）とする。目次を除きページ番号を一連で付し、バラバラにならないように綴じて提出すること。

イ 文書を補完するための、写真・イラストなどは使用可とする。

ウ 文字ポイントは、図表中の文字を除き、12ポイント以上とする。

(5) その他注意事項

① 提出書類の作成、提出等に要する経費は、応募者の負担とする。

② 提出書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

③ 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者選定事務等のために提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。また、企画提案書については、電子データの提供を求めることがある。

8 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、書類審査の上、業務を委託する者を選定する。

なお、必要に応じて、応募者に対して提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

[評価項目]

項目	主な内容
企画	<ul style="list-style-type: none">・本事業の目的に沿った提案となっているか。・ひょうごフィールドパビリオン、地域の観光資源等のコンテンツの特色を活かし、テーマ性のあるコースが提案されているか。・着地型ツアーとしてJR利用の参加者の利便性等を考慮した行程となっているか。・集客するための効果的なプロモーションが提案されているか。・全体スケジュールを含め実現可能な提案であるか。
実績	<ul style="list-style-type: none">・事業実施のノウハウ、実績を有しているか。
体制	<ul style="list-style-type: none">・業務の実施の体制は妥当なものであるか。
価格	<ul style="list-style-type: none">・適正なツアー価格が提示されているか。

(2) 結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に通知する。

(3) 注意事項

- ① 提出書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合には、選定を取消し次点のものを採用する。
- ② 事業実施においては、提案内容を基本に実施することとするが、内容及び時期については、協議のうえ変更する場合がある。

9 その他

(1) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。

(2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し見積書に記載すること。

- (3) 次の事項に該当する場合は、無効または失格となることがある。
- ① 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
 - ② 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
 - ③ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
 - ④ 申請書類に虚偽の内容が記載されているとき
 - ⑤ その他、選考審査において、審査を行うにあたって不相当と認められるとき
- (4) 審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結が出来ないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (5) 応募手続後、都合により参加辞退する者は、辞退届(任意)を提出すること。

10 事務局

兵庫丹波観光ネットワーク推進委員会事務局 芦田・上垣

(兵庫県丹波県民局県民躍動室地域共創課内)

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688

Tel 0795-73-3782 fax 0795-72-3077

E-mail: tambakem@pref.hyogo.lg.jp

[参考]

○兵庫丹波観光ネットワーク推進委員会 Webサイト「ぶらり丹波路」

URL: <https://www.burari-tambaji.com/>



○ひょうごフィールドパビリオン特設サイト

URL: <https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

